

令和4年度

豊山町財政健全化審査意見書

豊山町監査委員

5 豊 監 第 6 号
令和5年8月18日

豊山町長 鈴木 邦尚 様

豊山町監査委員 堀尾 博樹

豊山町監査委員 水野 晃

令和4年度豊山町財政健全化審査の意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された令和4年度財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出する。

令和4年度 豊山町財政健全化審査意見書

第1 審査年月日

令和5年8月9日

第2 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、町長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を町当局立会いのもとに適正に作成されているかを主眼として審査した。

第3 審査の結果

(1) 総合意見

法令等に照らして財政指標の算出過程に誤りはなく、適切に算定要素が財政指標の計算に用いられており、算定の基礎となった書類等は適正に作成されていると認められる。

記

(単位 %)

健全化判断項目	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	15
②連結実質赤字比率	—	—	20
③実質公債費比率	0.1	0.0	25
④将来負担比率	1.5	—	350

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

令和4年度の実質赤字比率は該当数値がなく健全な状態である。

②連結実質赤字比率について

令和4年度の連結赤字比率は該当数値がなく健全な状態である。

③実質公債費比率について

実質公債費比率は0.1%（令和2年度から令和4年度までの3箇年の平均の比率）であり、早期健全化基準を大きく下回り健全な状態である。

④将来負担比率について

令和4年度の将来負担比率は1.5%であり、早期健全化基準を大きく下回り健全な状態である。

令和4年度から将来負担比率が発生した主な要因は、分母が標準財政規模の増により増加したこと、及び分子が将来負担額の増によりそれぞれ増加したが、分子の増加率が分母の増加率を上回ったためである。なお、将来負担額の増加は、主に地方債現在高の増によるものである。

(3) 是正改善を要する事項

財政の健全化を示す諸比率はいずれも健全な状態であると認められるが、今後においても、財源の確保を図るとともに、選択と集中による事務事業の見直しや大規模建設事業のマネジメントによる公債費の縮減に努めるなど、歳入歳出の両面からの取り組みを更に進められたい。